令和6年度わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ広報業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ広報業務

2 委託業務の趣旨・目的

令和7年(2025年)に開催する「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」(第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会。以下「両大会」という。)について、県民の認知度は47.4%となっている。(令和5年度滋賀県スポーツ実施状況調査結果)

両大会の開催に向けて、両大会の認知度をより向上させるとともに、大会への県民の期待を増 し参画を促進することを目的に、各種媒体を組み合わせた情報発信を行う。

また、障害者スポーツの普及および県民の障害理解の向上を図ることを目的に、障スポ特集番組を制作する。

3 委託業務の実施期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

4 委託業務の内容

当業務は主に両大会の認知度が低い若年層や女性をターゲットとする。また、実施期間が限定される業務については、「PR 重点期間(令和6年9月~10月および令和7年3月)」に集中実施すること。

なお、業務全体を通じて以下の内容に留意することとする。

〔共通事項〕

- ○両大会イメージソング「シャイン!!」を効果的に使用すること。
- ○両大会愛称・スローガン、マスコットキャラクターを効果的に使用すること。
- ○両大会愛称・スローガンの趣旨を各種業務に反映させること。
- ○両大会の開催が県民にとって身近なものとなるよう工夫すること。
- ○各業務の実施に当たっては、ユニバーサルデザインの観点から、障害のある方への配慮 を欠かさないこと。

【愛称】わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

<趣旨>選手、ボランティアをはじめ、県民、来県者など滋賀県で開催する両大会に関わるすべての人が、様々な場面で主役として光り輝き、夢や感動、連帯感を共有できる大会を目指します。

【スローガン】湖国の感動 未来へつなぐ

<趣旨>「琵琶湖」を擁する湖国滋賀で生まれた感動が、両大会に関わるすべての人の心に刻まれ、明日 への活力、未来への希望として将来にわたって引き継がれるようにとの願いを込めています。

(1) テレビ・ラジオを活用した広報

提案内容に基づきテレビ・ラジオを活用した広報を行うこと。なお、業務終了後は当業務で制作編集したデータ(映像・音声)を DVD-R に保存し、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 実行委員会(以下、「実行委員会」) に納品すること。

媒体	内容
テレビ	・実行委員会が用意する映像(30 秒)を 40 回以上放送すること。
	映像例:https://youtu.be/Rc_7XAzTs48?si=z00PwTAX1syOmtko
	・映像内の協賛企業ロゴ等の追加等の軽微な編集を行うこと。
ラジオ	・20 秒 CM を 1 種類制作し、40 回以上放送する。なお、CM 内容は開催 1 年
	前を期待させる内容(1年前イベントの告知等)とする。

(2) 障スポ特集番組の制作

若者や女性等に障害者スポーツの魅力等が伝わるよう、以下の内容に基づいた企画を提案し、わた SHIGA 輝く障スポでの活躍が期待される選手をフィーチャーする Youtube 番組を制作すること。なお、放送回のうち 1 話は必ず SAGA2024 (第 23 回全国障害者スポーツ大会)の特集回として同大会の結果を踏まえた内容とし、本県代表選手の活躍を紹介すること。

■障スポ特集番組概要

番組名	(仮)シャイン!!			
テーマ	障害者スポーツを知らない方でも、番組を通じて「面白そう」「やってみたい」などの興味関心をひき、選手の人物像や競技内容(ルール・歴史等)を知ることでスポーツの魅力発見や障害理解の向上等に繋げる。			
対象スポーツ	わた SHIGA 輝く障スポの正式競技およびオープン競技			
番組の本数・尺	5話以上の映像(1話3分以上) ※SAGA2024 特集回は 10 分以上とする。			
スケジュール案	【8月~】 企画・構成検討・取材 【9月~】 取材・編集 【10月上旬】1話目公開 ※以降順次公開			

①編集会議・連絡調整

- ・ 実行委員会等が同席する編集会議を、1話の制作につき1回以上開くこと。なお初回の 編集会議では、実行委員会が指示する企画提案書(デザイン・構成等)の修正事項等を 反映した企画提案書を提出すること。
- ・ 編集会議では各回のテーマやねらい、取材(出演)対象者等について聞き取りを行うほ か、番組構成に必要な調整を行うこと。
- · 各話、編集会議までに取り扱うべきテーマ等について積極的に企画、提案すること。

②番組制作(取材・出演者調整・撮影・編集・ナレーション撮り等)

- ・ 編集会議の内容に基づき、番組制作に必要な業務を行う。
- ・ 取材(出演)対象者に対して必要な調整(交渉や日程の調整、出演承諾書の作成等)を行い、各回の趣旨を踏まえた取材活動を行うこと。
- ・ 必要に応じて、滋賀県競技力向上対策本部職員の撮影した写真等を使用し番組を制作する こと
- 出演者の撮影や、映像に第3者が映りこむ場合は適宜必要な肖像権処理を行うこと。
- ・ 映像にはナレーションやテロップの挿入、手話通訳のワイプ表示など必要な情報保障を行 うこと。なお、ナレーションやテロップは「やさしい日本語」を使用すること。

· 両大会まで長く使用できるよう映像の撮影や編集に工夫すること。

③CMおよびサムネイル画像の制作

- ・編集会議の内容に基づき、Youtube 広告の仕様に合う 15 秒 CM を 1 本制作すること。
- ・ 動画 1 本につき 1 枚のサムネイル画像を制作すること。なお、画像の比率は 1280×720 とし、ファイル容量を 2 MB 以下とすること。
- · CM映像は1話目の映像と同じタイミングで納品すること。

④その他 (映像校正・納品・公開等)

- ・ 校正期間は原則5日以上を確保すること。
- ・ 取材(出演)対象者への確認は受託者が行い、校正を行うこと。
- ・ 成果物について、映像および画像データは順次、電子ファイル(mp4 形式)および電子媒体 (DVD-R または BD-R にデータを保存したもの)で納品すること。 なお、納品時には番組の見どころをまとめた番組説明文(テキストデータ)も併せて納品すること。
- ・ 業務完了時には全話まとめた電子媒体を15枚納品すること。
- ・映像の納品後、実行委員会は Youtube にアップロードする。 アカウント名:わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 2025【公式】 アドレス:https://youtube.com/@user-ti4le9me9j?si=29HYNx SYpT5tmuk

(3) インターネットを活用した広報

次の媒体に広告を出稿し、広告管理を行うこと。掲載にあたっては、滋賀県内からアクセスしているユーザおよび居住しているユーザに限定表示するエリアターゲティングを設定すること。また、閲覧者が広告をタップすると実行委員会が指定する HP に移動するよう設定すること。なお、早期に目標値を超えた場合であっても予算分は出稿すること。

掲出媒体	内容	目標値
Youtube	実行委員会が用意する映像を以下の内容とおり掲載する。	再生回数
	・映像はイメージソング「シャイン!! 」(フル ver/ショート	40 万回以上
	ver)および当業務で制作する障スポ特集番組 CM 等を予定。	クリック率
	・広告形式は「スキップ可能なインストリーム広告」とする。	0.2%以上
	・広告出稿期間は9月から業務終了までとし、期間中4回程度、	
	映像の変更や追加を行う予定。	
	・広告内容や出稿期間は以下を予定しているが、詳細は別途協議	
	のうえ決定する。	
	(広告内容案)	
	・イメージソング「シャイン!!」の映像	
	・イベント告知の映像	
	・障スポ特別番組の映像	
Instagram	実行委員会が用意する映像または画像を以下のとおり掲載する。	表示回数
	・広告形式は「ストーリーズ」および「フィード」とする。	200 万回以上
	・課金設定は表示回数ごとに課金される設定とする。	クリック数

・広告出稿期間は9月から業務終了までとし、期間中5回程度、 広告内容(画像・テキスト・リンク URL等)の変更や追加を行 う予定。 3万クリック 以上

・広告内容や出稿期間は以下を予定しているが、詳細は別途協議 のうえ決定する。

(広告内容案)

- ・イメージソング「シャイン!!」の映像または画像
- ・イベント告知画像
- ・デモンストレーションスポーツの参加募集等の画像

(4) 追加提案(任意)

当事業の趣旨に沿った情報発信を行う。詳細は企画提案書による。

5 業務完了報告書の制作および各種納品物の納入場所

業務終了後、速やかに任意様式により業務の実施内容および広告効果(視聴件数、表示件数、 クリック数、クリック単価)などをまとめた業務完了報告書を提出すること。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局

大津市松本一丁目2-1

滋賀県大津合同庁舎5階 滋賀県文化スポーツ部国スポ・障スポ大会局内

6 業務の遂行について

委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき実行委員会と受託者で協議の上、決定する。業務の遂行にあたり、連絡調整者を1名以上配置すること。その他、業務にかかる実施体制について体制図にて報告するとともに、実施スケジュールを実行委員会に提出すること。

7 留意事項

(1)機密保護·個人情報保護

- 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- ・ 本業務の遂行のために実行委員会が提供した資料、データ等は業務以外の目的に使用しないこと。
- ・ 発信する情報の適法性・妥当性の確保や個人情報の保護に留意すること。
- ・ 本業務の実施における個人情報等については、取扱いの重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- ・ 本業務に従事する者に対して個人情報保護の指導を行うこと。
- ・ 成果物 (本業務の過程で得られた記録等を含む) を実行委員会の許可なく第三者に閲覧 複写、貸与または譲渡しないこと。
- ※この項については、契約期間の終了後または解除後も同様とする。

(2) 著作権の譲渡等

・ 受託者は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する 著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合は、当該著作物に係る受託者の著作 権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

- ・ 委託者は、成果物が著作物に該当するか否かにかかわらず、当該成果物の内容を受託者 の承諾なく自由に公表することができる。また、受託者は、成果物が著作物に該当する 場合には、当該成果物の内容を公表する権利を行使しないものとする。
- · 委託者は、成果物が著作物に該当する場合は、受託者が承諾したときに限り、すでに受 託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- ・ 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の 実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意しなければならない。また、 委託者は成果物が著作物に該当しない場合は、その成果物の内容を受託者の承諾なく自 由に改変することができる。

(3) 法令等の遵守

事業者は、本業務の遂行に当たっては「個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)」等の法令を遵守しなければならない。

8 その他

- ・ 「大会マスコットキャラクター」および「大会の愛称・スローガンロゴ」のデザインの電子 データ (.png、.ai) については、必要に応じて実行委員会から無償で提供する。
- ・ 本業務を行うにあたり必要な素材は、受託者が調達し、使用する著作物については、肖像 権、著作権、商標権その他諸権利を侵害しないよう、事前に許可や承認を得るなどの必要な 手続きを行うこと。当該手続に係る費用については委託費に含むものとする。また、これら 知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理すること。
- ・ 本業務の実施によって得られた動画や写真は、業務終了後も実行委員会ホームページ等において使用することがあるため、その旨出演者等に事前に承諾を得ること。
- ・ 成果物に関する著作権は、実行委員会に帰属するものとし、実行委員会および実行委員会が 認める団体等が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。また、成果物に関する著作 者人格権は行使しないものとする。
- ・ 受託者が本業務を再委託しようとする場合は、可能な限り、滋賀県内に本店を有する者を検 討したうえ、事前に再委託範囲および再委託先を実行委員会に提示し、承諾を得なければな らない。また、本業務の全部を一括して第三者に委託することは認めない。なお、再委託の 範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任に おいて解決することとする。
- ・ 受託者は、委託業務にかかる経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠 書類を整理するものとし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間これを保存する こと。
- ・ 当該業務で物品を使用する場合は、可能な限り、滋賀県内の事業所で製造されたものを使用 すること。
- ・ その他、委託業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合およびこの仕様書に関し疑義が生じた場合は、実行委員会と受託者が協議の上定めることとする。